

《金融情報 2012-5》

2012年10月5日

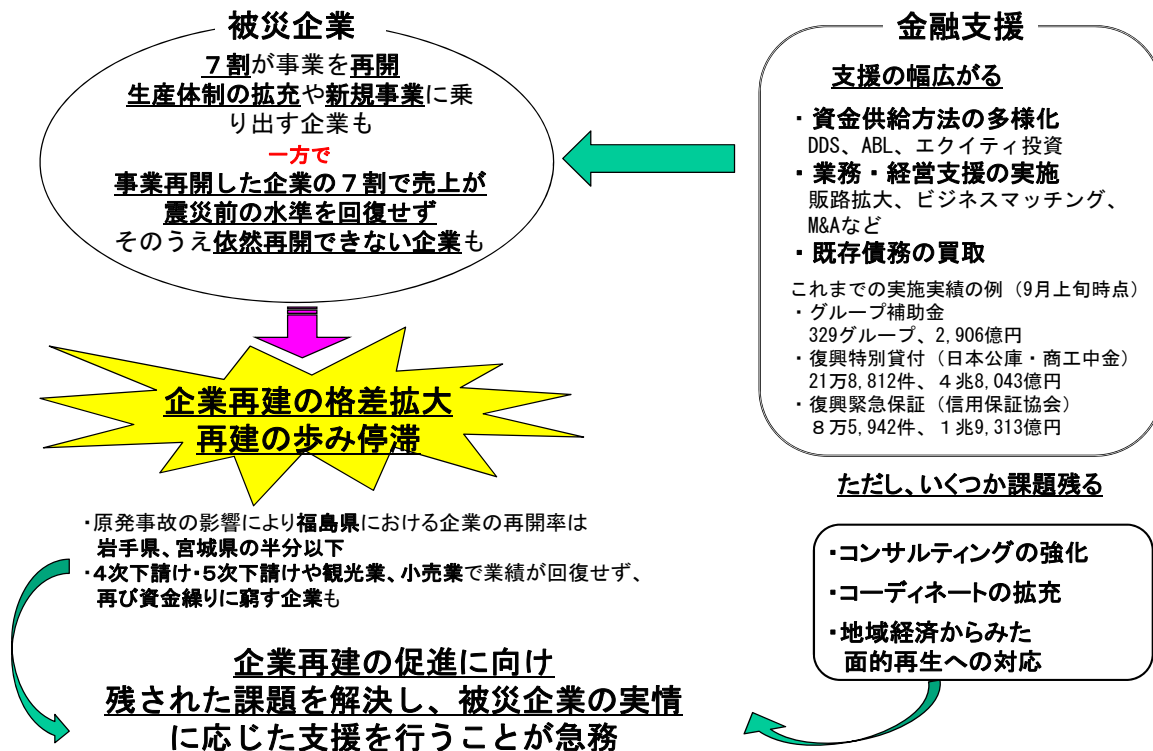
No.2012-03

被災企業再建の促進に向けた金融支援とは

調査部 副主任研究員 星貴子

《要点》

- ◆ 東日本大震災から1年半が経過し、企業再建の進展状況の違いが鮮明になってきた。被災企業の2割が依然事業を再開していないうえ、事業を再開した企業の7割が震災前の売上水準を回復できずにいる。地域や業態・業種によって差が大きく、例えば、原発事故で深刻な影響を受けている福島県における企業の再開率は岩手県、宮城県の半分以下にすぎない。
- ◆ 現行の金融支援に対しては、DDS や ABL、エクイティ投資など資金供給方法の多様化が進み、業務・経営支援や既存債務の買取も実施されていることから、支援の幅が広がるとして、一定の評価がなされている。これまでに、被災企業に対して、少なくとも5兆円以上の金融支援が実施された。これにより、被災企業の事業再開が後押しされたことは間違いない。
- ◆ しかしながら、広がる格差を踏まえると、被災企業の実情に応じた金融支援のためには、①被災企業に対するコンサルティングの強化、②販路拡大や事業統合などにおけるコーディネート の拡充、③地域経済からみた面的再生への対応といった課題が残されている。



本レポートは、2011年9月20日発表の「東日本大震災被災企業の再生支援に民間資金の活用を」の続編である。今回は事業再生には早急なる資金供給が必要との認識の下、積極的な民間資金の活用に向けた課題とその方策を提示したのに対し、本レポートでは、企業再建の進展に格差が広がる現状を鑑み、企業再建の促進に求められる金融支援について取り纏めた。

(会社概要)

株式会社日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名称: 株式会社日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp>)

創立: 1969年2月20日

資本金: 100億円

従業員: 2000名

代表取締役社長: 藤井順輔

理事長: 高橋進

東京本社: 〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号 TEL 03-6833-0900(代表)

大阪本社: 〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 TEL 06-6479-5800(代表)

『日本総研 Research Focus—金融情報』は、金融に関して、研究員独自の視点で切り込むレポートです。

本件に関するご照会は、調査部・副主任研究員・星貴子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1666

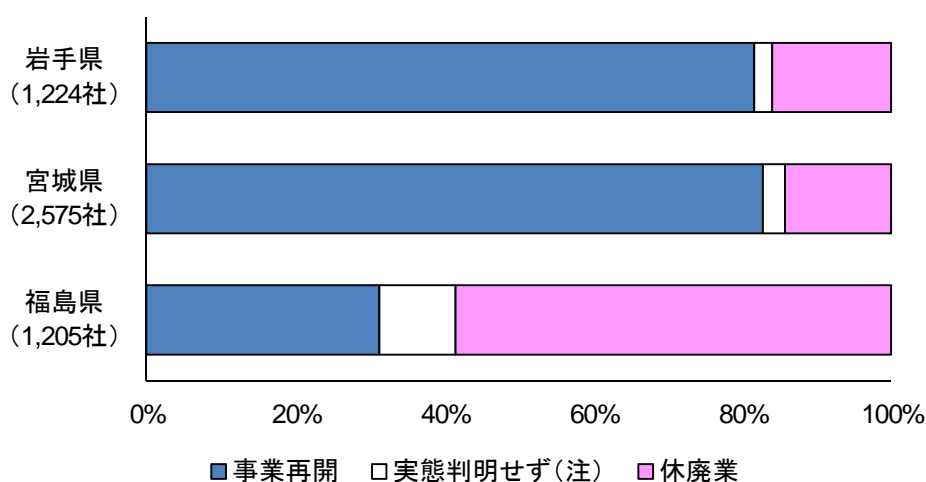
Mail: hoshi.takako@jri.co.jp

1. 広がる企業再建の格差

東日本大震災から1年半が経過したにもかかわらず、被災地復興の要と目される企業再建の歩みが滞っている。そのうえ、企業再建の進展状況の違いが鮮明になってきた。すでに、地域、業態・業種などで企業再建の進展に差が生じていたものの、最近では、これらの差は縮小するよりむしろ拡大している。

地域についてみると、東北3県（岩手県、宮城県、福島県）のなかでも、原発事故を背景に福島県における企業再建が大きく遅れをとっている。帝国データバンクが2012年2月に実施した調査¹によれば、岩手県と宮城県では、調査時点で事業を再開した企業は調査対象の80%以上で、休廃業した企業は同15%程度であった（図表1）。これに対して、福島県では、事業を再開した企業が同31.3%にとどまる一方、休廃業した企業は同58.5%と他の2県に比べ極めて高い比率となった。ただし、岩手県や宮城県で事業再開が一樣に進展しているわけではない。同調査によれば、津波により甚大な被害を受けた太平洋沿岸部では、休廃業や実態が判明しない企業の割合が約30%と、県全域の平均を10ポイント以上上回った。

（図表1）県別の被災企業の復旧状況



（資料）帝国データバンク「東北3県・沿岸部「被害甚大地域」5000社の追跡調査（2012年2月）」

（注）震災前の本社所在地に建物が存在しない、または、代表および会社関係者と連絡が取れず、取引先からも情報が確認できないケース。

業態をみると、自動車メーカーや電子・電機メーカーの関連企業では、事業の再開にとどまらず、生産体制の拡充など事業強化を図る動きがでてきた。その一方で、4次下請けや5次下請けでは未だ事業を再開できない企業がある。業種については、農水産業、食品加工業、観光業といった地元の資源を活用するような産業において事業再開の動きが鈍いほか、個人商店や地元の小規模な小売チェーン、飲食店など商圏が被災地に限定されていた業種での再開が滞っている。

もっとも、事業を再開したとはいえ、必ずしも企業再建が順調に進展しているとは限らない。財務省東北財務局が2012年4月に実施した管内の被災地²の商工団体20先に対するヒアリング調査によれば、当該団体の会員の55%が被災し、そのうち調査時点までに72%の企業が事業再開を果たした。しかしながら、事業を再開した企業のうち、売上が震災前の水準まで回復した企業は33%にと

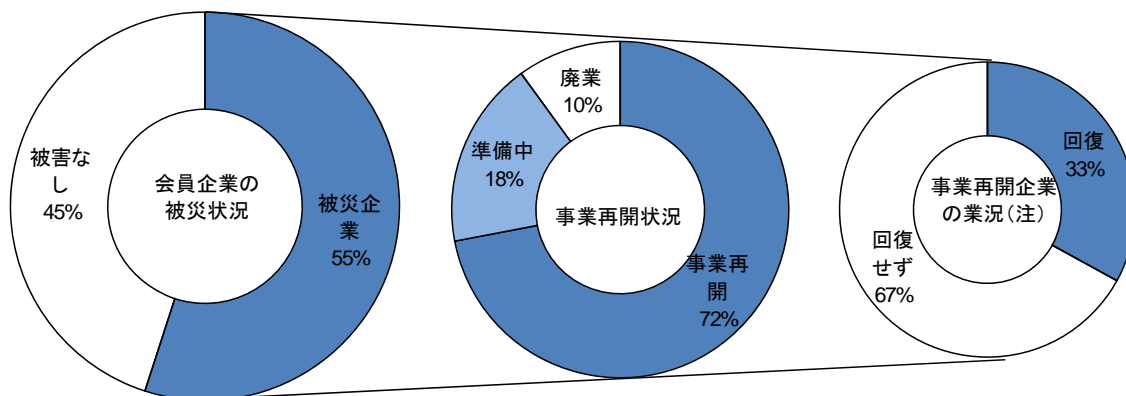
¹ 岩手県、宮城県、福島県の太平洋沿岸部および原発事故による警戒区域・計画的避難区域に本社があった5,400社を対象に、震災後の活動状況について聴取。

² 青森県、岩手県、宮城県、福島県が対象。

どまった（図表2）。

財務省東北財務局の別の報告³では、東北地方を国内の重要な生産拠点の一つと位置づけサプライチェーンの拡充や生産体制を強化する自動車や電子部品・デバイスの大手メーカーのケースのほか、被災した会員企業の約6割以上が事業を再開し2割が仮再開した商工会議所や、グループ補助金によってグループ内の9割の事業者が復旧した企業が紹介されている。しかし一方で、事業再開後も取引先や商圏を失ったため売上が回復しない企業、原発事故による風評被害から需要が落ち込み先行きを懸念する企業の存在も明らかにしている。

（図表2）被災企業の復旧状況



（資料）財務省東北財務局「管内企業の復興状況及び地域金融機関のコンサルティング機能発揮の現状等について（2012年5月）」

（注）売上水準（対震災前比）

このように、時間が経過するに従い、企業再建の進展における格差が地域間や業態・業種間で拡大するばかりでなく、事業を再開した企業にも広がり始めた。今後を展望しても、被災企業にとって再建への道は厳しいといわざるを得ない。再建までの期間が長引くことで顧客・取引先の喪失（顧客や取引先が他の企業に移る）や人材不足（人材が流出し雇用の確保が難しくなる）が懸念されるばかりでなく、景気低迷や円高傾向の持続、新興国企業の台頭など、事業環境が一段と厳しさを増すと予想されるためである。事業の再開を見送る企業や事業を再開したにもかかわらず経営不振や経営破綻に追い込まれる企業が相次ぐ可能性は否定できない。

2. 多様化する金融支援

上述のように被災企業の再建が滞った状況が長期化すれば、被災地の復興が遅れ、それにより企業の再建が阻害され、さらに地域経済に深刻な影響が及ぶといった悪循環に陥ることが危惧される。被災企業の再建を促進し、こうした悪循環を断ち切るには、地域の詳細な復興計画の策定と実施に加え、再建が遅れている被災企業に対して当該企業の実情に応じた金融支援を実施することが重要と思われる。それでは、どのような金融支援が求められるのであろうか。具体的には、融資ばかりでなくエクイティへの投資を含めた円滑な資金供給のほか、販路開拓、ビジネスマッチング、産学連携などの事業の再開や継続に不可欠なソリューションの提供が考えられる。

現行の金融支援をみると、公的金融支援では、事業者グループ等に対する設備再建への補助金、

³ 「管内経済でみられる特徴的な動き等について（2012年7月）」

事業再開に必要な資金を提供する震災特別貸付、資金繰りを支援する緊急保証などに加え、震災や津波並びに原発事故が原因で倒産や廃業した企業の再起を支援する融資が提供されている(図表3)。9月上旬までに、グループ補助金については329グループ、2,906億円の補助が決定したほか、復興特別貸付で21万8,812件、4兆8,043億円、復興緊急保証で8万5,942件、1兆9,313億円が実施された⁴。

(図表3) 主な公的金融支援

金諺支援制度・金融支援機関	対象	概要
東日本大震災復興特別貸付 (日本政策金融公庫、商工中央金庫 (商工中金))	①直接・間接被害を受けた企業。 ②その他、震災の影響により業況が悪化した企業。	貸出限度額: 資金用途により4,800万円~7.2億円 貸出期間: 資金用途により8~15年 据置期間: 3年以内 ①の対象企業は下記の別枠の利用が可能。 貸出限度額: 資金用途により6,000万円~3億円 貸出期間: 資金用途により15~20年 据置期間: 5年以内
再挑戦支援資金 (日本政策金融公庫)	直接被害等で倒産・廃業を余儀なくされた事業者で新たに事業を開始する事業者。	貸出限度額: 資金用途により8,000万円~7.2億円 貸出期間: 資金用途により7~20年以内 据置期間: 資金用途により1~5年以内
震災対応型資本性劣後ローン (日本政策金融公庫)	東日本大震災復興特別貸付の対象企業。	貸付限度額: 1貸付あたり2億円 貸出期間(返済方法): 10年(期限一括償還) 貸付利率: 成功払い型(毎年の事業実績に基づく成功判定の結果により0.40%または3.60%) ※金融検査マニュアルの改訂により導入。
東日本大震災復興緊急保証 (信用保証協会)	直接・間接被害を受けた企業。	民間金融機関から新規に事業資金の融資を受ける際に、借入額全額を保証。ただし、保証限度額は2億8,000万円(無担保は8,000万円)。既存制度のセーフティネット保証および災害関係保証と合算し最大5億6,000万円(無担保1億6,000万円)。
設備資金貸付利率特例	日本政策金融公庫または商工中金の貸付制度を利用し、かつ法律に定める特定被災区域の復興に資する設備投資を行う企業。	貸付後2年間、適用した制度の貸付利率から0.5ポイント控除した利率とする。ただし、特定被災区域の雇用の維持・拡大が見込まれる設備投資については、適用した制度の貸付期間を適用期間とする。
グループ補助金 (国、県)	被災した中小企業などのグループ、事業協同組合、商店街	震災で損害を受けた施設・設備の復旧にかかる経費に対して、国(1/2以内)および県(1/4以内)が補助。個々の構成員の施設・設備、グループ等の共有施設・設備のいずれも補助の対象。
産業復興機構(被災各県に設立) (中小企業基盤整備機構8割、県および県内金融機関2割出資)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、個人事業者、小規模事業者で、事業再生が可能、かつ取引銀行が新規融資に応じた事業者。	対象事業者から既存債務を買い取りその元利返済を一定期間凍結するとともに、地元金融機関による新規融資を債務買取の条件とすることで被災企業の新規資金の借入を支援。
東日本大震災事業者再生支援機構 (国全額出資)	岩手県、宮城県、福島県の全域と北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、静岡県の一部地域の個人事業者、小規模事業者、農林水産事業者で、事業再生が可能、かつ取引銀行が新規融資に応じた事業者。	対象事業者から既存債務を買い取りその元利返済を一定期間凍結するとともに、専門家の派遣・助言や債務保証・出資・つなぎ融資などの事業再生支援を行う。

(資料) 日本政策金融公庫および中小企業庁資料を基に日本総合研究所作成

さらに、2011年末から2012年春先にかけて産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が設立され、被災企業にとって資金調達のボトルネックの一つとされる既存債務の買い取りが始まったほか、産業復興機構とあわせて創設された産業復興相談センターや中小企業基盤整備機構が資金調達や再建計画の策定等の相談受け付けやアドバイスに当たっている。これまでに、被災各県の産業復興相談センターに寄せられた相談件数は合計1,415以上、うち産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の支援が決定した案件はあわせて54件⁵である。

⁴ グループ補助金については青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県の被災企業への支援、震災特別貸付および緊急保証については被災県以外の事業者への支援を含む。

⁵ 9月14時点までに公表された東日本大震災事業者再生支援機構および被災各県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)の産業復興機構による既存債務買取決定件数。

一方、民間では、一部の金融機関が独自に低利かつ長期融資を実施しているほか、地元並びに大手の金融機関が出資する復興支援ファンドや、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）やボランティア意識に訴求して企業や個人から資金を募集する小口の投資ファンドが相次いで設立され、リスクマネーを提供している（図表4）。各ファンドの公表によれば、8月末時点で、日本政策投資銀行と被災地の地方銀行が出資する東北復興支援ファンドでは20社以上への投融資が決定・実施された一方、主な出資が個人からの寄付であるミュージックセキュリティーズの被災地応援ファンドでは8.3億円の資金が集まり、すでに20社が必要資金を確保できたほか、募集中の17社の大半が必要額の50%以上を確保していた。

さらに、公的支援同様、資金供給ばかりでなく、企業再建に事業計画や資金計画の作成、新たな取引先や販路を開拓するためのビジネスマッチングなど、事業および経営に対する支援も行われている。

（図表4）主な復興支援ファンド

ファンド	運営管理者	出資者	支援対象
みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合	みずほキャピタル	みずほコーポレート銀行、みずほ銀行	被災地の中堅・中小企業
岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合	東北復興パートナーズ（日本政策投資銀行全額出資）	日本政策投資銀行、岩手銀行	被災により一時的に業況が低迷しているものの当該地域の復興に欠くことのできない地域の有力企業
ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合		日本政策投資銀行、東邦銀行	
みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合		日本政策投資銀行、七十七銀行	
投資事業有限責任組合 しんきんの絆	信金キャピタル	信金中央金庫	岩手県、宮城県、福島県の各信用金庫の取引先で震災の被害を受けた中小企業
東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合	大和企業投資	岩手銀行、七十七銀行、東邦銀行、中小企業基盤整備機構	東北6県または茨城県に本店または主要な事業所を置き、当該地域での雇用維持・拡大・創出が見込まれる未上場企業
被災地応援ファンド	ミュージックセキュリティーズ株式会社	一般投資家	被災地（主に宮城県、岩手県）の零細企業、個人事業者
復興志士ファンド	一般社団法人MAKOTO	一般投資家	被災地の20～40代の起業家および経営者

（資料）各金融機関およびファンド運営法人の公表資料を基に日本総合研究所作成

このほか、以上のような官民の金融支援、とりわけ資金供給を円滑化させるために、金融庁では、地震や津波により資産が喪失した被災企業への融資促進に向け、資本的劣後ローン⁶（DDS：Debt Debt Swap）や動産債権担保融資（ABL：Corporate Social Responsibility）の活用を推進している。

3. 残された課題

こうしてみると、資金の供給方法の多様化が進み、業務・経営面での支援がなされるなど、当初の資金繰りを中心とした支援ばかりでなく、事業の継続に向けた支援にまで幅が広がり、被災企業の状況に応じた金融支援が可能といえよう。事実、公的機関による金融融資や保証、グループ補助金、民間の復興支援ファンドなどが被災企業の再開を後押ししたことは間違いない。しかしながら、企業再建に格差が拡大している現状を踏まえると、下記の通り、いくつか課題が残されている。

① コンサルティングの強化

第1は、コンサルティングの強化である。現在、公的機関や金融機関において、事業をどう再建

⁶ 金融機関が既存の貸出債権を他の一般債権よりも返済順位の低い劣後ローンに切り替える手法。

するか、どのような行程で再建を進めるかなど、再建に向けたコンサルティングが実施され、再建計画等が策定されている。しかしながら、地域復興が遅れるなか、再建が計画通りに進捗せず、計画と実際の状況の乖離が広がっているケースは少なくない。

こうした乖離を縮小するには、地域の復興状況や事業環境の変化を踏まえて、定期的に被災企業の再建状況を確認し再建計画の見直しや修正を行うとともに、被災企業に対して事業再建のための具体的なソリューションを提供することが必要と思われる。ただし、地域金融機関ではコンサルティング機能が必ずしも十分ではないと指摘されているうえ、被災企業の多さを勘案すると、個々の金融機関のみでは対応が難しい。こうしてみると、被災地の実情を知る地域金融機関間、および自治体や公的機関とのより一層の連携強化が望まれる。

② コーディネートの拡充

第2は、コーディネートの拡充である。具体的には、取引先や販路の開拓、事業統合や M&A、さらには大学・研究機関などとのマッチングや連携の仲介機能を強化することである。事業の継続やその成長において、被災企業の事業内容等に適した相手先との取引や連携は重要な要素である。さらに、被災企業の持つ技術やノウハウによっては、異業種企業や大学・研究機関との連携が有効なケースもある。しかしながら、地域金融機関は顧客企業の事業には詳しいものの、その企業が属する業種全体、例えば技術動向や市場動向などに関しては必ずしも熟知しているわけではないうえ、業界団体や大学・研究機関と連携している金融機関は少ない。加えて、地域金融機関の営業エリアが被災地中心であり地域とのネットワークが総じて弱い。このため、地域金融機関が被災企業に対して提供できる情報量やマッチングや仲介の範囲は限定されざるを得ない。これは、①と同様、これまでも指摘されてきたものの、十分な対応がとられていないのが実情である。

被災企業の現状を踏まえると、早急に被災地域内での産学金のネットワークを拡充・強化するとともに、こうしたネットワークを全国規模に拡大させることが不可欠と思われる。例えば、地域や業界、研究機関に散財する企業情報や技術情報を集約し、マッチングの機会を提供する全国規模のプラットフォームを構築することも一案ではないだろうか。

③ 面的再生への対応

第3は、面的再生、すなわち地域全体の再生への対応である。特に、経営改善の見込みがない企業への支援と事業統合や M&A が必要な企業への支援において問題となると考えられる。前者の場合、通常であれば、事業の存続が経営者の生活再建や当該債務者の取引先の事業に悪影響を及ぼすとの判断の下、債務整理など廃業に向けた対応がとられる。しかしながら、被災地の復興が遅れ震災前準の水準に回復することもままならないなか、当該企業が地域の産業や雇用の維持を担っている場合、地域経済への悪影響を懸念し、返済を猶予するなどしてこうした企業を存続させているケースが少なくない。雇用の受け皿となる企業や地域産業を牽引するような企業が台頭するまではこのような状況を継続させることはやむをえないともいえよう。ただし、返済猶予や融資などの資金支援は個々の企業の持続可能性を見極めたうえでなされるべきものである。本来であれば廃業すべき企業が存続することで、市場原理が歪められ、むしろ新規産業の創出や産業の高度化の阻害要因となるおそれがある。金融機関にとっても、回収の見込みのない債権を抱えることで、金融仲介機能や健全性が損なわれかねない。こうしたことを踏まえると、地域経済の復興状況への影響を勘案しつつも、

経営改善が見込めない企業の存続に是非について議論する余地があろう。

一方、後者の場合、震災により域内のサプライチェーンや産業連関が一時的に断絶したようなケースでは、①で示したようなコンサルティングの下、被災企業に適したソリューションの一つとして、域外企業との事業統合やM&Aを推進することとなる。しかしながら、こうした域外の企業との事業統合やM&Aが、域内にあるそれまでの取引先の収益機会を喪失させるばかりでなく、域内のサプライチェーン等の復旧を阻害する可能性も否めない。したがって、事業統合・M&Aを進めるにあたっては、域内の面的な再建にも留意する必要があるだろう。